

# 障害者自立支援法の見直しについて

【厚生労働省】

## 提案・要望の内容

障害者自立支援法の施行後三年を目途として行う見直しにあたっては、中山間地域等の条件不利地域の実情に十分に配慮するとともに、早期に情報提供を行うこと。特に下記の点に留意して見直しを行うこと。

1. 障害児施設に係る見直しについては、施設の実態や地域の実情を踏まえて行うこと。
2. 利用者負担については、適切な負担額の設定であるか十分な検証を行い、特別対策による軽減措置を含めて必要な措置は、その継続・恒久化を行うこと。
3. サービス報酬額について、中山間地域等の条件不利地域でも良質なサービス提供や人材を確保する観点から十分な報酬水準となるよう見直しを行うこと。  
また、重症心身障害児（者）の地域生活支援（短期入所・生活介護等）については、十分な支援が実施できるよう職員配置基準及び報酬水準を見直すこと。
4. 障害程度区分の認定については、障害特性が適切に反映されるよう、認定調査項目を含めた一次判定の改善や二次判定における目安となる基準を示すこと。
5. ケアマネジメント（サービス利用計画作成）について、対象者の拡大等制度の拡充を図ること。
6. 障害者の自立のため、就労支援や障害基礎年金の見直しなどを含めた幅広い所得確保対策を行うこと。

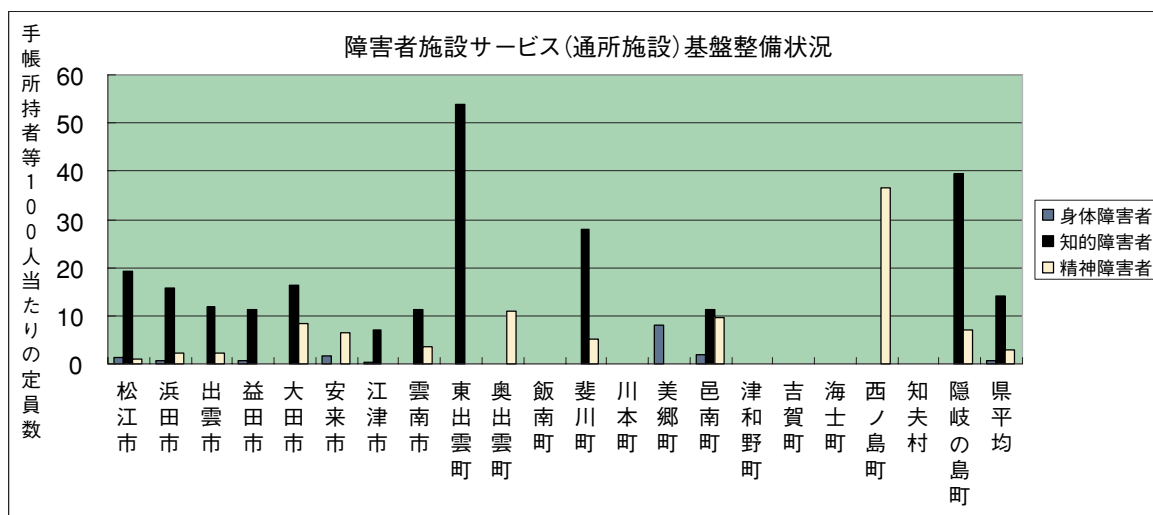
## 【現状と課題】

### 制度上の課題

- 障害程度区分の判定に障害特性が適切に反映される必要がある。  
知的障害や精神障害の障害程度区分が一次判定（PC判定）において低く出る傾向にあり、結果、二次判定（審査会判定）への依存度が高く、客観的な仕組みとなっていない。
- 利用者の過度な負担とならないよう利用者負担見直しが必要。  
特別対策終了後（21年度以降）の制度に対する不安の声もあり、利用者負担額の設計が適切であるかどうか十分に検証し、必要な特別対策終了後の方針について早期に示す必要がある。
- 重症心身障害児（者）の特性に配慮した支援制度が必要  
重症心身障害児（者）の短期入所や生活介護等では、医療的ケアの確保やマンツーマンの職員体制が必要である。
- ニーズに応じた地域生活支援のためにケアマネジメントの制度拡充が必要。  
ニーズに応じた支援が行われるようケアマネジメント（サービス利用計画作成）対象者の制限を撤廃し、全てのサービス利用者を対象とする必要がある。

### 実施上の課題

- サービス拡充に向けて財源を確保する必要がある。  
本県は離島や中山間地域を抱え、都市部以外の既存のサービス基盤が脆弱であることから、整備に必要な財源確保が大きな課題である。  
このため、新体系サービス移行のための施設整備に対する財源確保が必要である。  
また、地域生活支援事業については、各事業の実施水準の均てん化を図り障害者等が必要なサービス提供が可能となるよう配分方法の配慮が必要である。



○新体系サービスの報酬の見直しが必要。

新体系サービスの報酬単価が低く、人材確保に困難との意見が多くあることから、報酬単価が適正かどうかを検証し、特別対策終了後の方針について早期に示す必要がある。

【本県の取り組み状況・方針】

○制度の円滑な移行に向けた取り組み

市町村や事業所に向けた制度説明をきめ細やかに実施し、制度の理解の浸透に努めるとともに、相談・助言・情報提供を行っている。

○サービス基盤の整備・一般就労の支援体制の整備

本県独自で取り組みを進めている「障害者の自立に向けた特別支援事業」により、住まいの場や働く場の確保や極めて重度の障害者への支援を行い、自立支援のための体制を整備している。

○サービス利用動向の調査

サービスの利用動向について定期的な実態調査を行っている。

【提案・要望の効果】

○サービス基盤整備等の財源確保や具体的な就労支援策等により、障害者のニーズに応じた障害福祉サービス水準の確保と地域生活移行、市町村の創意工夫による積極的な事業展開（地域生活支援事業の実施）が可能になる。

○障害特性に応じた障害程度区分の判定の仕組みが確立され、全ての障害者がケアマネジメント制度を利用することにより、障害者個々の生活課題（ニーズ）に応じたサービス提供が可能となる。